

第9-10表 社会保障負担料率（2015年）

Table 9-10: Employer-employee social security rates, 2015

		年金 Pension	医療 Medical care	介護 Nursing care	雇用 Employment	その他 Others
日本	JPN	17.828 ¹⁾	10.0 ²⁾	1.58 ³⁾	1.35 ⁴⁾	なし
	勞 / employee		労使折半		0.50	
	使 / employer				0.85	
アメリカ	USA	12.4 ⁵⁾	2.9 ⁶⁾		2.91 ⁷⁾	なし
	勞 / employee	6.2	1.45		使) 全額負担	
	使 / employer	6.2	1.45			2.91 ⁷⁾
イギリス	GBR	25.8	税財源のため なし		国民保険制度に統合	なし
	勞 / employee	12.0 ⁸⁾				
	使 / employer	13.8				
ドイツ	DEU	18.7	14.6	2.35	3.0	なし
	勞 / employee	労使折半	7.3	労使折半		
	使 / employer		7.3			
フランス	FRA	老齢保険		主に 税財源	家族 手当 ¹²⁾	住宅支援基 金への拠出 ¹³⁾
(民間部門の場合)		17.45	13.85		6.40	
	勞 / employee	6.85 ⁹⁾	0.30 ¹⁰⁾		2.40 ¹¹⁾	
	使 / employer	8.50 ⁹⁾	1.80 ¹⁰⁾		4.00 ¹¹⁾	5.25 0.1 0.5

資料出所 日本:厚生労働省、日本年金機構、全国健康保険協会ウェブサイト

アメリカ:社会保障庁及び連邦労働省ウェブサイト

イギリス:Gov.ukウェブサイト

ドイツ:連邦労働社会省ウェブサイト、厚生労働省「2014年海外情勢報告」

フランス:国立統計経済研究所(INSEE)、雇用局、社会保障費徴収機関(URSSAF)ウェブサイト

- (注)
- 1) 厚生年金の一般被保険者の保険料率(2015年9月分から適用)。2017年まで年1回改定。
 - 2) 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)による全国平均の保険料率。医療保険料率は都道府県ごとに異なる(9.86~10.14)。この料率は2015年4月分から適用。
 - 3) 40~64歳までの第2号被保険者の保険料率。2015年4月分から適用。
 - 4) 「一般的な事業」における負担率。日本の雇用保険料率の詳しい説明については「第4-8表 失業保険制度」の財源の項(p.152)を参照。
 - 5) 2013年から。Affordable Care Act施行後、高額所得者には0.9%が加算された。
 - 6) メディケアパートAを指す。
 - 7) 連邦、州ともに課税対象額を超える年間賃金の総額に対して料率がかけられる。また、連邦は6.0%の料率だが、期日前に支払うことで割引されて0.6%になり、州の料率や課税対象額は州ごとに異なる。よって、全米レベルで統一した料率ではなく、「2.91%」は事業主の収めた税額が賃金総額のうちのどれだけを占めるかという数字をあらわしている。なお、数字は2015年の推計値。
 - 8) 週155~815ポンドの所得に対する保険料率。これを超える所得に対しては、2%の保険料がかかる。
 - 9) 38,040ユーロ/年までの給与に対する割合(2015年)。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。
 - 10) 対全給与。
 - 11) 152,160ユーロ/年までの給与に対する割合(2015年)。
 - 12) フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため、その他に計上。収入が法定最賃の1.6倍までの者は3.45%。
 - 13) 従業員規模20人未満は0.1%、20人以上は0.5%。